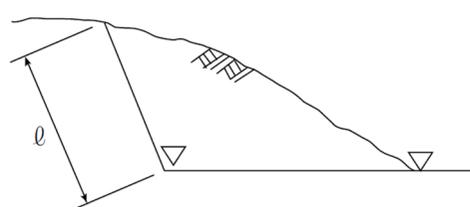
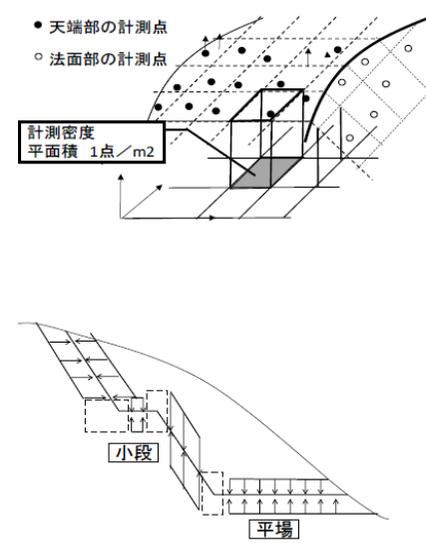
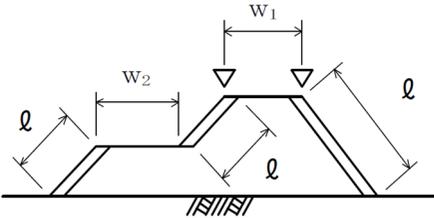
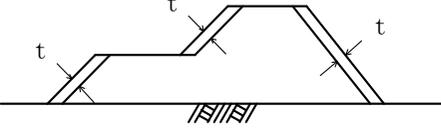


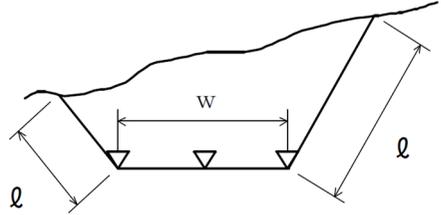
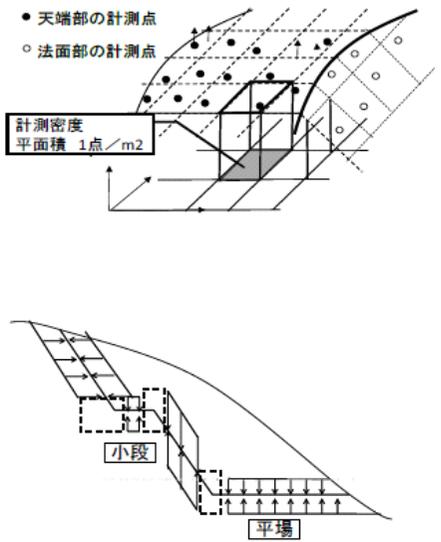
出来形管理基準及び規格値  
(訂正版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は掘削部の両端で測定。				
						法長 $l$	$l < 5m$				-200	
							$l \geq 5m$				法長 -4%	
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160
						法面 (軟岩I) (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±330

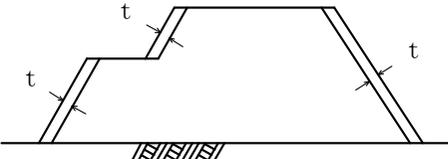
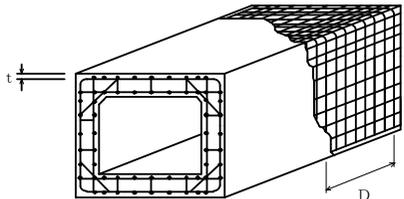
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均值	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。		
						平場	標高較差	±50			±300
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70			±300
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-100				

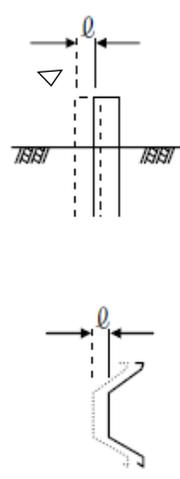
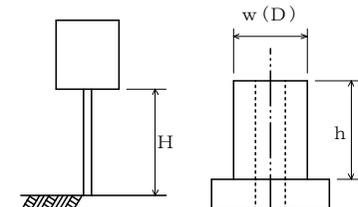
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>			
						天端	標高較差	-50				-150
						法面4割<勾配	標高較差	-50				-170
						法面4割≥勾配(小段含む)	標高較差	-60				-170
※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの												
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>				
						厚さt	-50					
						控え長さ	設計値以上					

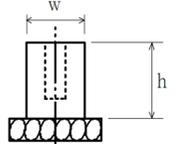
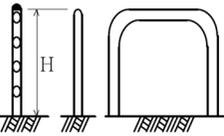
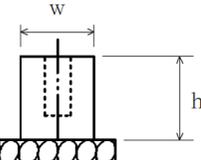
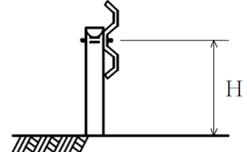
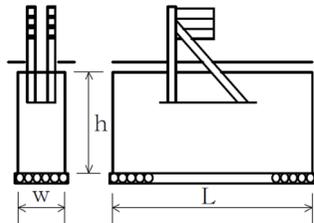
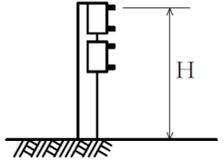
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）」 に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。									
						1 共通 編	2 土 工				3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">厚さ t</td> <td>t &lt; 15cm</td> <td>-25</td> </tr> <tr> <td>t ≥ 15cm</td> <td>-50</td> </tr> <tr> <td>幅 w</td> <td></td> <td>-100</td> </tr> </table>	厚さ t	t < 15cm
厚さ t	t < 15cm	-25															
	t ≥ 15cm	-50															
幅 w		-100															

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
						法長 $l$	$l < 5m$				-200	
							$l \geq 5m$				法長-4%	
						幅 $w$					-100	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平表面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						平場	標高較差	±50				±150
						法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70				±160
						法面 (軟岩I) (小段含む)	水平または標高較差	±70				±330

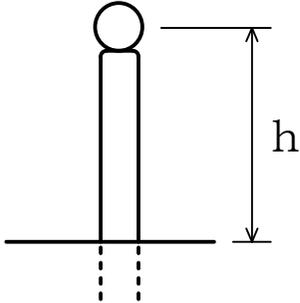
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長 ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅	w1, w2				-100
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）	天端	標高較差	±50	±150		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「<a href="#">3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）</a>」「<a href="#">地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</a>」「<a href="#">空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</a>」「<a href="#">無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</a>」「<a href="#">TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</a>」「<a href="#">TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</a>」「<a href="#">地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</a>」または「<a href="#">RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</a>」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190		
						天端	標高較差	±50	±150		
						平均値	個々の計測値				

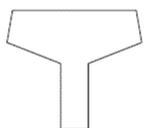
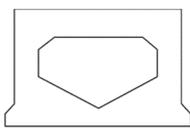
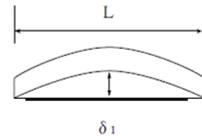
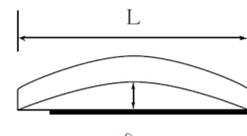
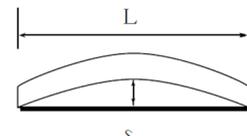
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径  工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。  注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m <sup>2</sup> 以上のボックスガバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する。		
						かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上			

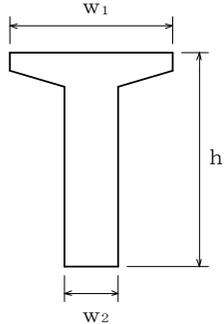
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）  （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1ヶ所、延長 20m（または 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 □	100				
3	2	3	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延 長 L	-200	1ヶ所／1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所／1 基			
						基 礎	幅 w (D)	-30			1基礎 1基毎
							高さ h	-30			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
							根入長	設計値以上			

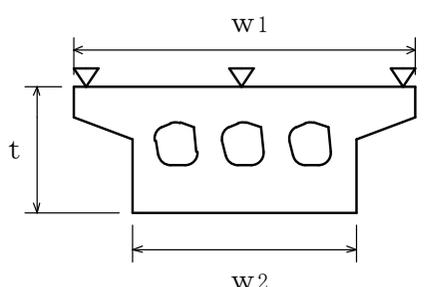
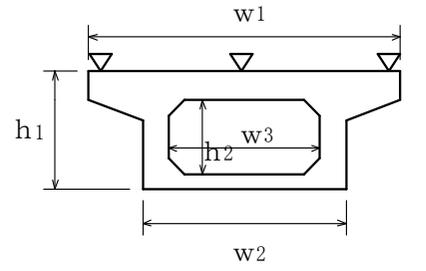
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
							高 さ h	-30					
						パイプ取付高 H		+30 -20				1 ヶ所/1 施工箇所	
												「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所/施工延長 40m 40m以下のものは、2 ヶ所/1 施工箇所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
							高 さ h	-30					
						ビーム取付高 H		+30 -20				1 ヶ所/1 施工箇所	
												「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所/1 基礎毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
							高 さ h	-30					
							延 長 L	-100					
						ケーブル取付高 H		+30 -20				1 ヶ所/1 施工箇所	
												「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	

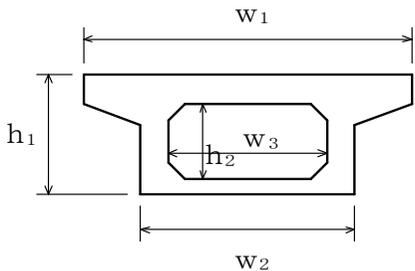
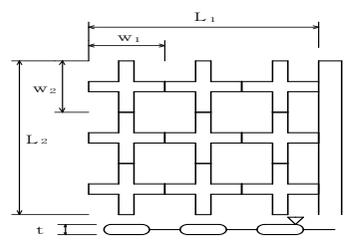
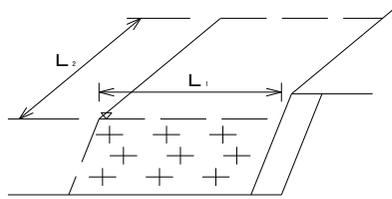
※ワイヤロープ式防護柵にも適用する

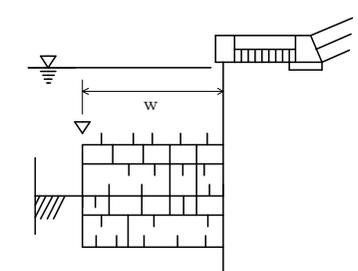
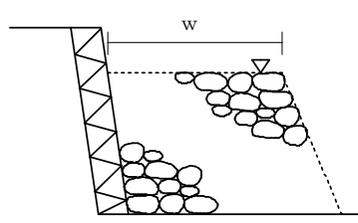
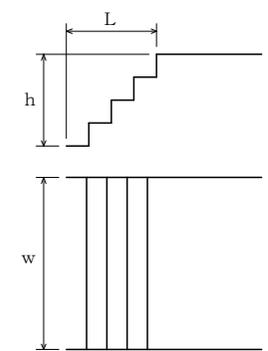
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500m <sup>2</sup> とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工)  (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工)  (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工)  (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工)  (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工)  (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			

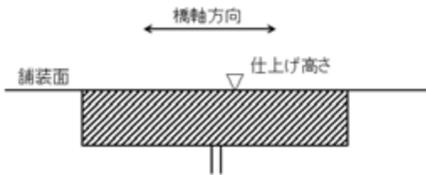
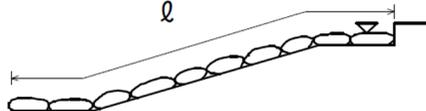
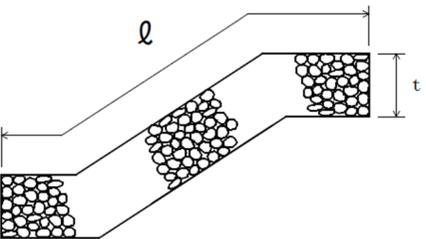
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		ポストテンション桁製作工	幅（上） $w_1$	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。  $l$ ：支間長（m）		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） $w_2$	±5			
						高 さ $h$	+10 -5			
						桁 長 $l$ 支 間 長	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8 $l$			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	プレキャストセグメント製作工（購入工）	桁 長 $l$	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 $l$ 支 間 長	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。  $l$ ：支間長（m）		
						横方向最大タワミ	0.8 $l$			

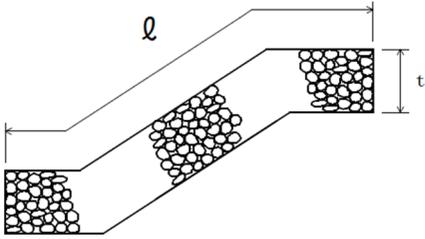
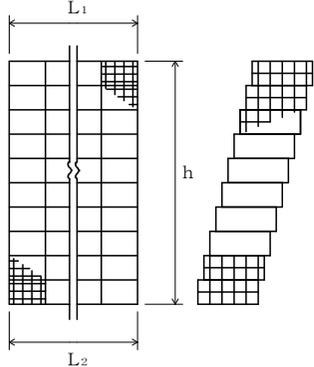
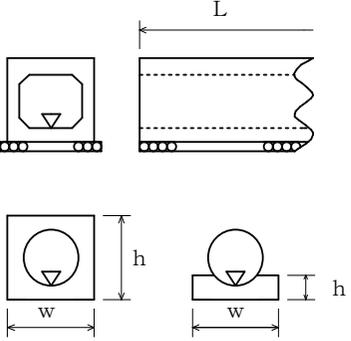
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所 当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当 たり両端と中央部の 3 ヶ所。  ※鉄筋の出来形基準については、第 3 編 2-18-2 床 版工に準ずる。  $\ell$ ：桁長（m）		注) 新設のコンクリート 構造物（橋梁上・下部工お よび重要構造物である内 空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボッ クスカルバート（工場製 作のプレキャスト製品は 全ての工種において対象 外）の鉄筋の配筋状況及 びかぶりについては、「非 破壊試験によるコンクリ ート構造物中の配筋状態 及びかぶり測定要領」も 併せて適用する
						幅 $w_1, w_2$	$-5 \sim +30$			
						厚 さ $t$	$-10 \sim +20$			
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内			
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基 準 高	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所 当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当 たり両端と中央部の 3 ヶ所。  ※鉄筋の出来型管理基準については、第 3 編 2-18- 2 床版工に準ずる。  $\ell$ ：桁長（m）		注) 新設のコンクリート 構造物（橋梁上・下部工お よび重要構造物である内 空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボッ クスカルバート（工場製 作のプレキャスト製品は 全ての工種において対象 外）の鉄筋の配筋状況及 びかぶりについては、「非 破壊試験によるコンクリ ート構造物中の配筋状態 及びかぶり測定要領」も 併せて適用する
						幅（上） $w_1$	$-5 \sim +30$			
						幅（下） $w_2$	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 $w_3$	$\pm 5$			
						高 さ $h_1$	$+10$ $-5$			
						内空高さ $h_2$	$+10$ $-5$			
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	16	2	PC押し箱桁製作工	幅(上) $w_1$	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。  $l$ : 桁長(m)		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する	
						幅(下) $w_2$	-5~+30				
						内空幅 $w_3$	±5				
						高 さ $h_1$	+10 -5				
						内空高さ $h_2$	+10 -5				
						桁 長 $l$	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ -30mm 以内				
3	2	3	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							厚さ t	-20			
							幅 $w_1, w_2$	-20			
							延長 $L_1, L_2$	-200			
						乱積	基準高▽	$-t/2$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1 施工箇所毎		
							延長 $L_1, L_2$	$-t/2$			

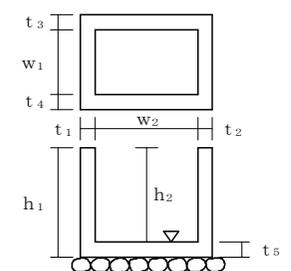
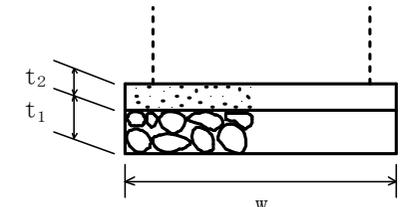
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 150$	1組毎		
						幅 w	$\pm 300$			
						延 長 L	$-200$			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基 準 高 $\nabla$	$-100$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。		
						幅 w	$-100$			
						延 長 L	$-200$			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	$-30$	1回/1 施工箇所		
						高 さ h	$-30$			
						長 さ L	$-30$			
						段 数	$\pm 0$ 段			

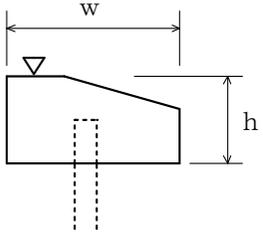
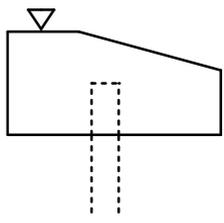
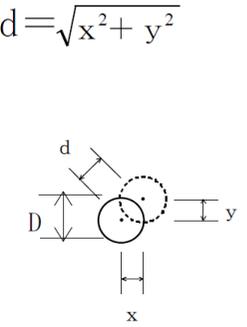
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。		<p>据付け高: 「A」と「A」の設計値との差分                      仕上げ高: 後打ちコンが有る場合「A」と「B」の差分、                      後打ちコンが無い場合「A」と「C」の差分</p>	
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2				
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		<p>歯型板面の歯咬み あい部の高低差: 咬みあい部中心A, B点の差</p>
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3			
							表面の凹凸	3			
							歯型板面の歯咬み 合い部の高低差	2			
							歯咬み合い部の 縦方向間隔W <sub>1</sub>	±2			
							歯咬み合い部の 横方向間隔W <sub>2</sub>	±5			
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			

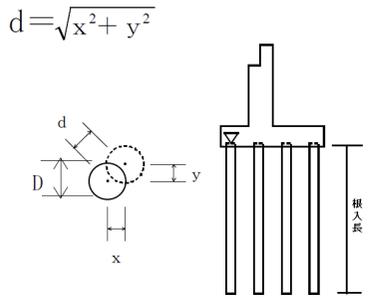
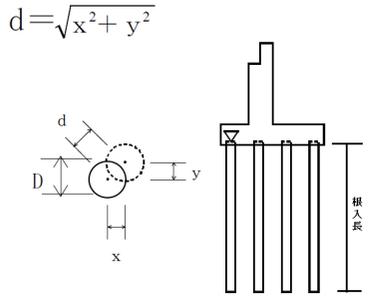
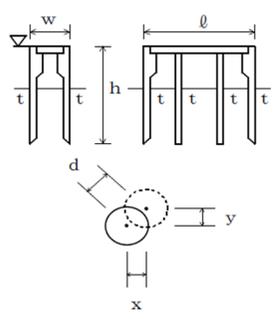
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3			
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						法 長 ℓ	-200			
						延 長 L	-200			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚 さ t	-0.2 t			
						延 長 L	-200			

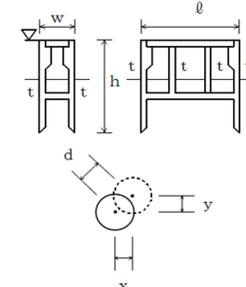
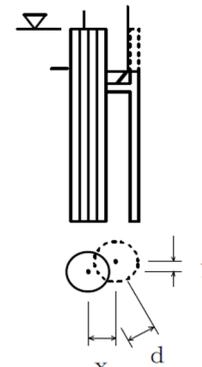
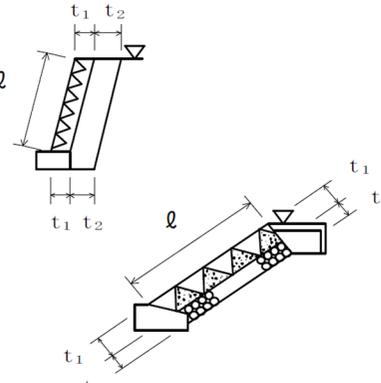
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 $l$	$l < 3m$	-50		施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。
							$l \geq 3m$	-100		
						厚  さ $t$		-50		
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高  々 $h$		-100		施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。
						延 長 $L_1, L_2$		-200		
3	2	3	28		プレキャストカルバ ート工 (プレキャストボック ス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 $\nabla$		$\pm 30$		施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につ き 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のもの は 1 施工箇所につき 2ヶ所 ※印は、現場打部分のある場合
						※幅 $w$		-50		
						※高  々 $h$		-30		
						延  長 $L$		-200		

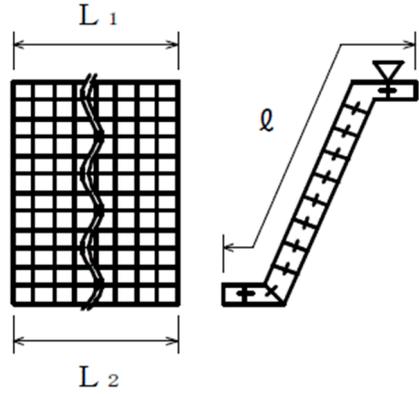
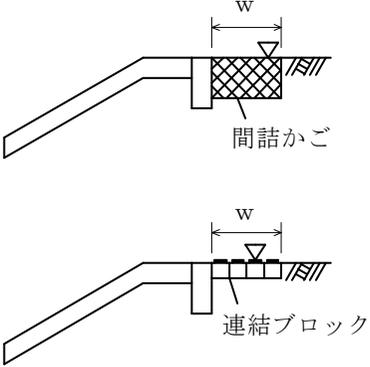
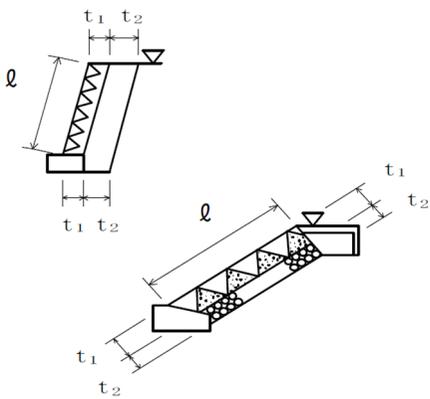
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						延 長 L	-200				1ヶ所/1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ $h_1, h_2$	-30				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1箇所。 延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 $w_1, w_2$	-50				
						深 さ h	-30				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水樹工	基 準 高 $\nabla$	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合  厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 $w$	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ $t_1, t_2$	-30			
						延 長 $L$	各構造物の規格値による			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき 出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を 実施することができる。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
3	2	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸 工編」の規定による測点の管理方法を用いることがで きる。		
						延 長 L	-200			
3	2	4	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそ れに直交する横断方向の 2 方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき 出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を 実施することができる。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以 内			
						傾 斜	1/100 以内			
						2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）			
			根 入 長	設計値以上						
			偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以 内						
			傾 斜	1/100 以内						
			杭 径 D	設計値以上						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基 準 高 $\nabla$	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径 D	設計径（公称径）－30 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 $\nabla$	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライフプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、マルチラインの場合はマルチ等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150 以内			
						傾 斜	1/50 以内			
						基 礎 径 D	設計径（公称径）以上※			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 $\nabla$	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さ $l$	－50			
						ケーソンの幅 $w$	－50			
						ケーソンの高さ $h$	－100			
						ケーソンの壁厚 $t$	－20			
						偏 心 量 d	300 以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						ケーソンの長さℓ	-50				
						ケーソンの幅 w	-50				
						ケーソンの高さh	-100				
						ケーソンの壁厚 t	-20				
						偏 心 量 d	300 以内				
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300 以内				
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(ブロック積張) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規 定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 $l$	-100				
						延長 $L_1, L_2$	-200				
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規 定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 $w$	-100				
						延 長 $L$	-200				
3	2	5	4		緑化ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所 を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規 定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $l$	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ(ブロック) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
						延 長 $L$	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	5		石積(張)工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所 を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規 定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $l$	$l < 3\text{m}$				-50
							$l \geq 3\text{m}$				-100
						厚さ(石積・張) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
延 長 $L$	-200										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	橋面防水工(シート系床 版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅 100mm に対し、1 施工箇所毎に目視と測定 により全面を確認			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所、 <del>200m</del> 以下のものは2箇所以上を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、 管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の 施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未 満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しな ければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満 足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の 場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の 標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、 基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、 管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の 施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未 満	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が <sup>6</sup> 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が <sup>6</sup> 2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が <sup>6</sup> 500t以上3000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が <sup>6</sup> 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が <sup>6</sup> 2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が <sup>6</sup> 500t以上3000t未満	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が <sup>6</sup> 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が <sup>6</sup> 2,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が <sup>6</sup> 500t 以上 3000t 未満 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が <sup>6</sup> 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が <sup>6</sup> 2,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が <sup>6</sup> 500t 以上 3000t 未満	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3000t 未満	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m<sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 以上 10,000m<sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
					幅	-25	-25	—	—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が<sup>6</sup>10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積が<sup>6</sup>2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m<sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 以上 10,000m<sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
				幅	-25	-25	-	-					
				平坦性	-		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が <sup>6</sup> 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が <sup>6</sup> 2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは2ヶ所以上を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の見取点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは2ヶ所以上を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚  さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m <sup>2</sup> に1個、1,000 m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m <sup>2</sup> に1個、1,000 m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個、1,000㎡以下のものは2個以上の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3m プロフィール メーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは2ヶ所以上を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。  厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは2ヶ所以上を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m <sup>2</sup> に1個、1,000 m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					幅	-50	-50	—	—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。  厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚  さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について  橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。  厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					幅	-25	-25	—	—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> 毎に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコア一を採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				幅	-25	-25	—	—					
				平坦性	—			3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。  厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m<sup>2</sup>に1個、1,000m<sup>2</sup>以下のものは2個以上の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
					幅	-25	-25	—	—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> 毎に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコア一を採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 <del>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X<sub>10</sub>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</del>	
						厚さ あるいは 標高格差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。		
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
				幅	-50	-							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		
					幅	-25		—					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。		
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水系又はレベルにより1 測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m毎に水系又はレベルにより1 測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m 毎に両側の版端を測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-25		-				
						平 坦 性			—				
						目地段差			±2				
									隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.41.75mm以下 人力舗装の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
			12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
厚 さ	-45		-15										
幅	-50		—										

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。	
					下層路盤工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
			12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
				幅	-50	-							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。		
			12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
					幅	-25		—					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。		
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸また又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規格による測点の管理方法を用いることができる。  隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
幅	-35	-											
平 坦 性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下。											
目地段差	±2												

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。	
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーター(σ)2.4mm以下 (足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは2ヶ所以上を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

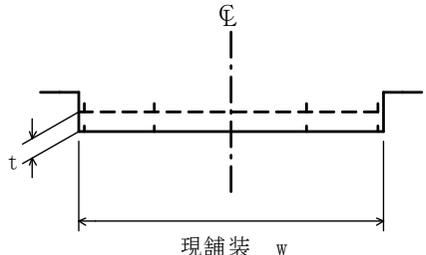
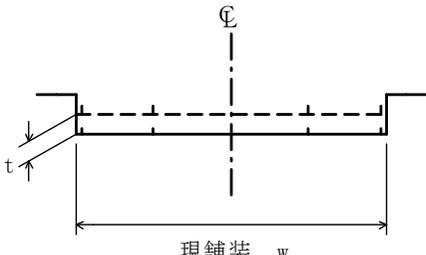
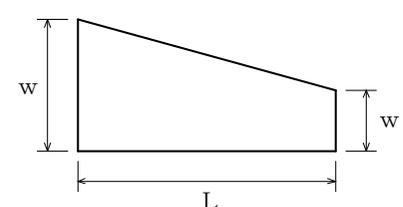
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50		—				
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアーを採取して測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50		—				
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアーを採取して測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		—				

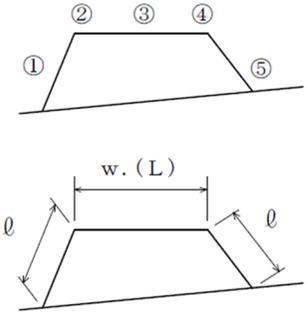
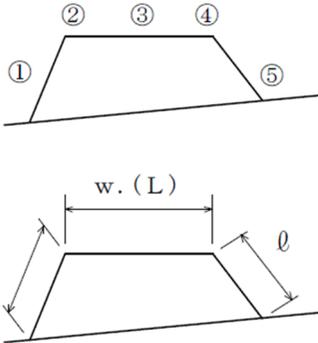
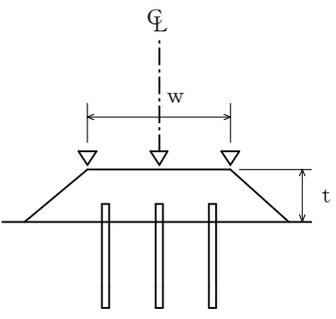
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに 1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50		—				
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに 1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50		—				

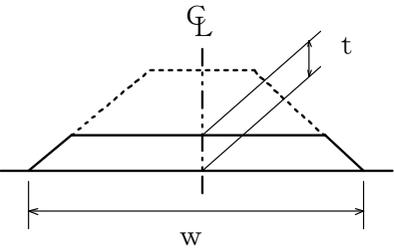
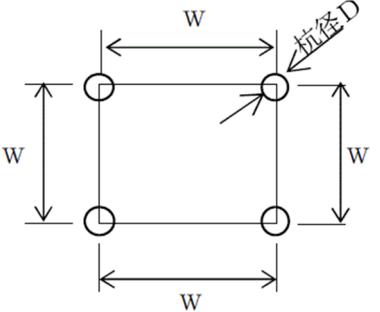
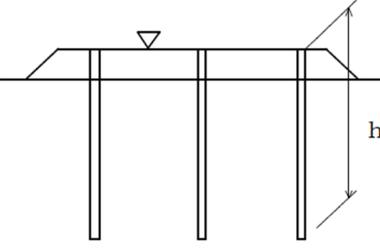
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに 1個の割でコアーを採取して測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m<sup>2</sup>未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について</p> <p>橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>		
					幅	-25		-					

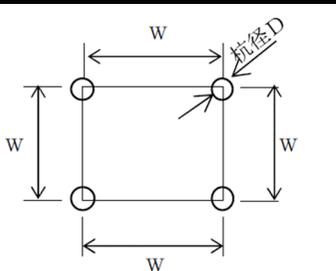
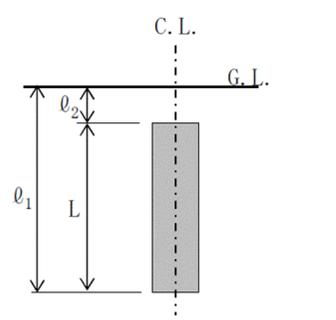
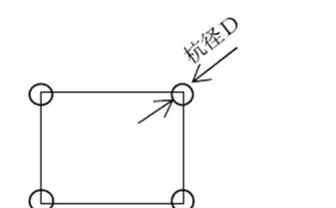
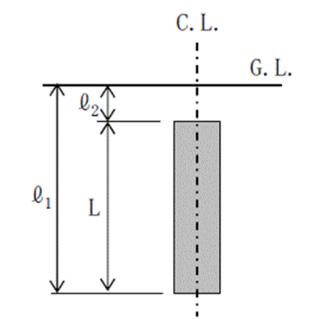
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25	—			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25	—			
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			

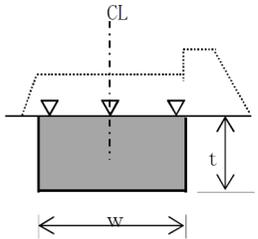
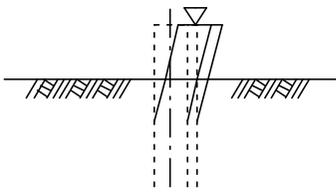
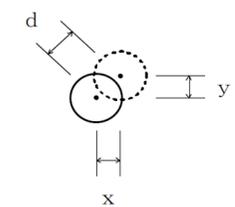
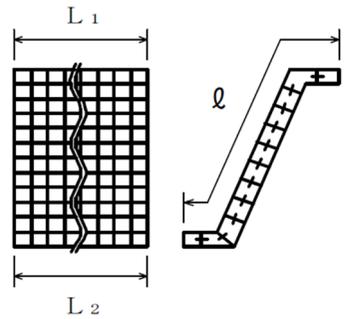
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下			

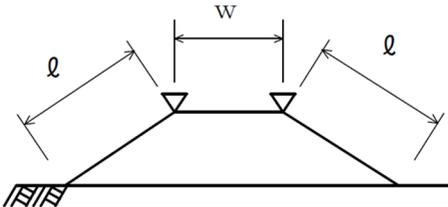
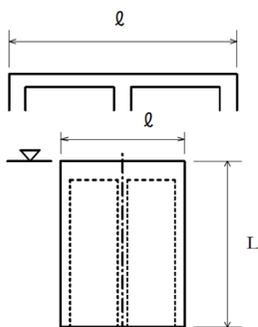
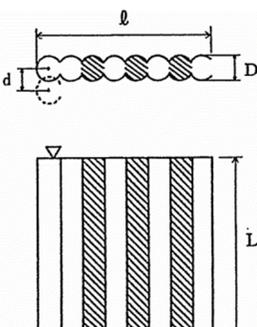
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	7	3		置換工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						置 換 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

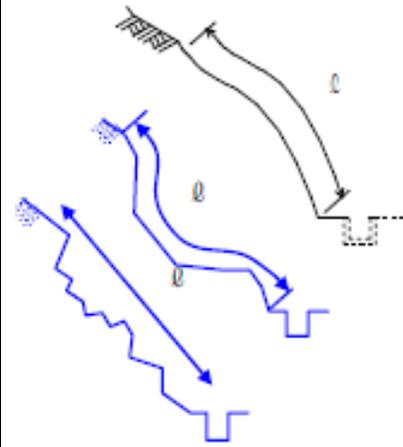
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 $w$	-300	w. (L) は施工延長 40mにつき 1ヶ所、80m以下のものは 1 施工箇所につき 3ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長 $L$	-500			
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 $w$	-300	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)		
						天端延長 $L$	-500			
3	2	7	5		パイルネット工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚 さ $t$	-50			
						幅 $w$	-100			
						延 長 $L$	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	7	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上			
					サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。			
					締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)					
								※余長は、適用除外		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 $\nabla$	-50	100 本に 1 ヶ所。 100 本以下は 2 ヶ所測定。 1 ヶ所に 4 本測定。	 	
						位 置・間隔 w	D/4 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上	全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ $\ell_1$ は改良体先端深度 $\ell_2$ は改良端天端深度		
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基 準 高 $\nabla$	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	 	
						位 置・間隔 w	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に 1 回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						深 度 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		

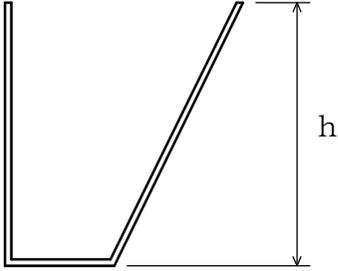
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき 1 ヶ所、または施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき 1 ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長 40m(50m) 以下のものは 1 施 工箇所につき 2 ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による 管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、 幅 w、延長 L を確認(実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは、 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 (任意仮設は除く)		
						根 入 長	設計値以上			
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		
						配 置 誤 差 d	100			
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 ヶ所。  1 施工箇所毎		
						延 長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200			

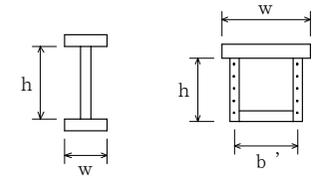
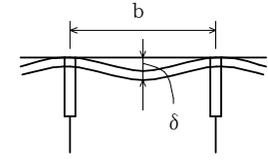
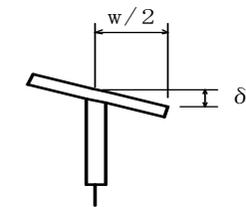
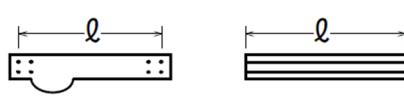
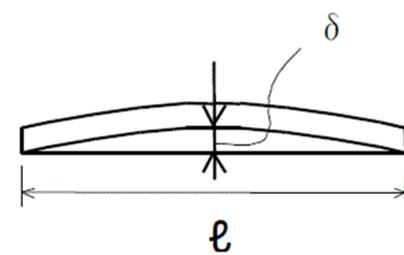
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長 50mにつき 1ヶ所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 l	-100			
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長 50mにつき 1ヶ所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
3	2	10	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m） につき 1ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものにつ いては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）に つき 1ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施 工箇所につき 2ヶ所。		
						連壁の長さ l	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
3	2	10	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m） につき 1ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものにつ いては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）に つき 1ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施 工箇所につき 2ヶ所。		D：杭径
						連壁の長さ l	-50			
						変 位	D/4 以内			
						壁 体 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	22		法面吹付工	法長 □	$l < 3m$	-50	<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。</p> <p>200 m<sup>2</sup>につき 1ヶ所以上、200 m<sup>2</sup>以下は 2ヶ所をせん孔により測定。</p> 	
							$l \geq 3m$	-100		
						厚さ t	$t < 5cm$	-10		
							$t \geq 5cm$	-20		
						<p>但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上</p>				
延長 L		-200	1 施工箇所毎							

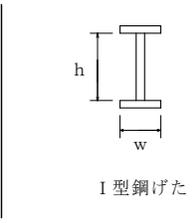
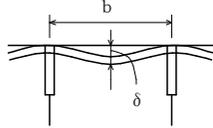
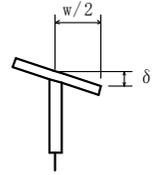
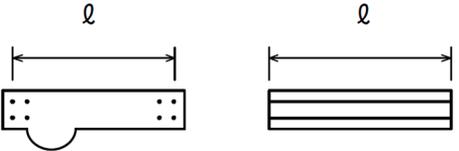
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3	2	12	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上下 部構 造物 との 接合 用ボ ルト 孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1 ガス切断寸法を準用する ※2 片面のみの削り加工の場合も含む ※3 ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5 組立て後に測定						
							中心 距離	ボス突起を基準とした 孔の位置ずれ				1 以下	※1 詳細は道路橋支承便覧参照		
								≤1000mm							
								ボス突起を基準とした 孔の位置ずれ						1.5 以下	
								>1000mm							
						アン カー 用 ボ ル ト (鑄 放 し)	アン カー の 直 径	≤100mm				+3 -1			
								>100mm				+4 -2			
							孔の中心距離 ※1					JIS B 0403-1995 CT13			
						セ ン タ ー ボ ス	ボスの直径					+0 -1			
							ボスの高さ					+1 -0			
ボ ス ※5	ボスの直径		+0 -1												
	ボスの高さ		+0 -1												
					(次頁に続く)										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸 直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1 ガス切断寸法を準用する  ※2 片面のみの削り加工の場合も含む  ※3 ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。  ※4 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。  ※5 組立て後に測定  詳細は道路橋支承便覧参照			
						全移動量 $l$ ※4	$l \leq 300\text{mm}$				$\pm 2$
							$l > 300\text{mm}$				$\pm l / 100$
						組立絶対高さ H	上、下面加工仕上げ				$\pm 3$
							コンクリート構造用				$H \leq 300\text{mm}$ $\pm 3$ $H > 300\text{mm}$ $(H/200+3)$ 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2、※3				JIS B 0403-1995 CT14
							鋳放し肉厚寸法 ※2				JIS B 0403-1995 CT15
							削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗級
							ガス切断寸法				JIS B 0417-1979 B級
						3	2				12
長さL 直径D	$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	$0 \sim +1\%$									
	$1500 < w, L, D$	$0 \sim +15$									
	厚さt	$t \leq 20\text{mm}$	$\pm 0.50 \sim +1$								
$20 < t \leq 160$		$\pm 2.5\%$									
$160 < t$		+4									
相対誤差	$W, L, D \leq 1000\text{mm}$	1									
	$1000\text{mm} < w, L, D$	$(W, L, D) / 1000$									

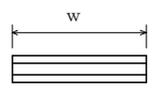
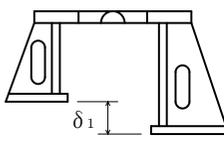
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
								±4…… ℓ > 10			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	4	刃口金物製作	刃 口 高 さ h (m)	±2…… h ≤ 0.5	図面の寸法表示箇所にて測定。			
							±3…… 0.5 < h ≤ 1.0				
						外周長L (m)	±4…… 1.0 < h ≤ 2.0				
							±(10+L/10)				

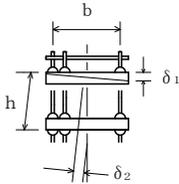
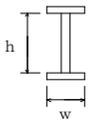
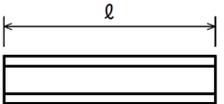
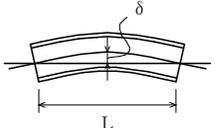
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要						
								鋼桁等	トラス・アーチ等								
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  ※シミュレーション仮組立検査も含む	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2) 2.0 < w		トラス・アーチ等	 <p>I型鋼げた      トラス弦材</p>	※規格値の w, ℓ に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ, 圧縮材の曲り δ」の規格値の h, b, w, ℓ に代入する数値は mm 単位の数値とする。						
												板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。  床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
													箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150			h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)
													フランジの直角度 δ (mm)		w / 200		
													部材長 ℓ (m)	鋼桁	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。	
	トラス、アーチなど	±2…… ℓ ≤ 10 ±3…… ℓ > 10															
		圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)												

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要												
								鋼桁等	トラス・アーチ等														
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  ※シミュレーション仮組立検査も含む	全長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	±(10+L/10) ±(10+L <sub>n</sub> /10)	各桁毎に全数を測定。			規格値のL, B, hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。												
												仮組立精度	主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4…B≤2 ±(3+B/2)…B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。								
													主構の組立高さ h (m)	±5…h≤5 ±(2.5+h/2)…h>5	—		両端部及び中心部を測定。						
													主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…L≤100 25…L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)								
													主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5…L≤20 -5~+10…20<L≤40 -5~+15…40<L≤80 -5~+25…80<L≤200	各主桁について 10~12m 間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)				各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)				
													主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。								
													主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)						支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
													現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	設計値±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 $w$ (m)	$\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。	 <p>I 型鋼げた</p>	※規格値の $w, \square$ に代入する数値は $m$ 単位の数値である。 ただし、「版の平面度 $\delta$ 、フランジの直角度 $\delta$ 」の規格値の $h, b, w$ に代入する数値は $mm$ 単位の数値とする。		
						腹板高 $h$ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$					
						腹板間隔 $b'$ (m)	$\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $2.0 < w$					
						鋼桁等の部材の腹板	$h/250$				主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。	
							板の平面度 $\delta$ (mm)					
フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$											
部材精度	鋼桁	主要部材全数を測定。										
				部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $l > 10$							

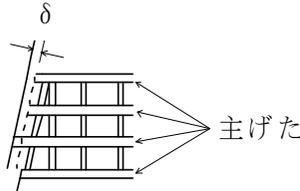
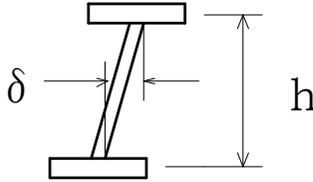
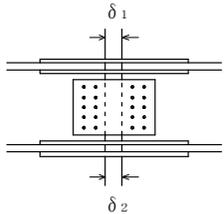
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土 木 工 事 共 通 編	2	12	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		
						堤 長 L	±30			
						堤 長 l	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	4		検査路製作工	部	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						材		$l \leq 10$				
								$\pm 4 \cdots \cdots$				
								$l > 10$				
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部	部材長 $w$ (m)	0~+30	製品全数を測定。			
						材						
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$ (mm)	設計値 $\pm 4$	両端部及び中央部付近を測定。			
	フィンガーの食い違い $\delta_2$ (mm)	$\pm 2$										
										 (実測値) $\delta_2$		
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						材		$l \leq 10$				
								$\pm 4 \cdots \cdots$				
								$l > 10$				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部 材 長 $l$ (m)	$\pm 3 \dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上 面 水 平 度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		
							鉛 直 度 $\delta_2$ (mm)	$h/500$			
							高 さ $h$ (mm)	$\pm 5$			
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	部 材	フ ラ ン ジ 幅 $w$ (m) 腹板高 $h$ (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼げた</p>	
							フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$			
							部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						仮組立時	主桁のそり $\delta$	$-5 \sim +5$ $\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < L \leq 40$	各主桁について 10~12m間隔を測定。		

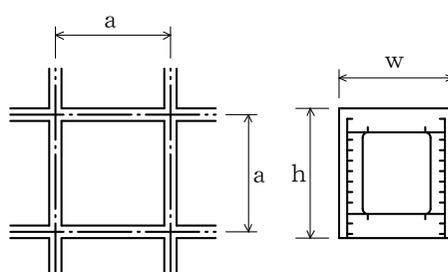
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						部	材				
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	部	材	部材長 $l$ (m)	±3…… $l \leq 10$ ±4…… $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
3	2	12	11		工場塗装工		塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジングリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500 m <sup>2</sup> とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回 行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、 1 ロットの面積が200 m <sup>2</sup> に満たない場合は10 m <sup>2</sup> ごとに1点とする。		

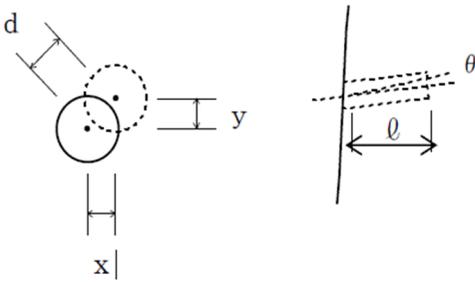
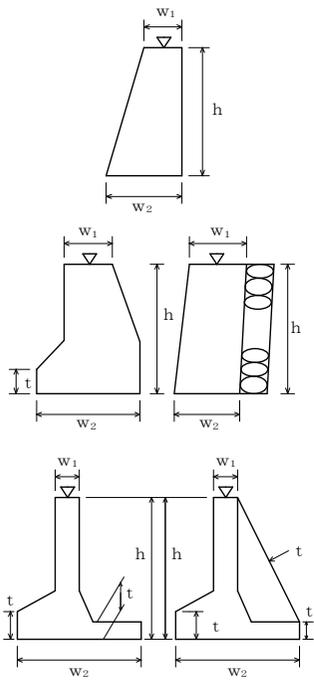
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3	土	木	工	事	共	通	編			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+L_n/5)$	各桁毎に全数測定。		※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 $\delta$ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。
										通 り $\delta$ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L：主桁・主構の支間長(m)			
										そ り $\delta$ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)			
										※主桁、主構の 中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots\dots$ $B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \dots\dots$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			

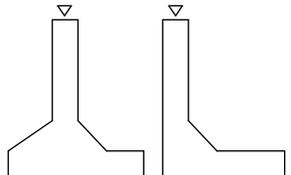
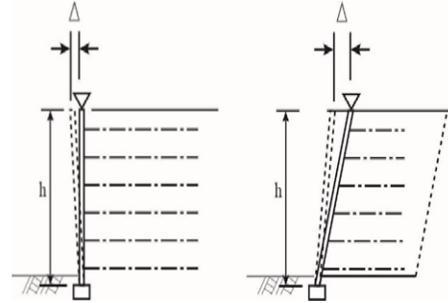
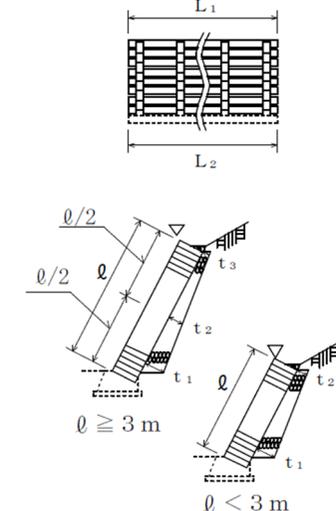
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						※主桁の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
						※主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)			
						※現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	$\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta_1, \delta_2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。			
3	土	2	一般	13	橋梁架設工	架設工(コンクリート橋)	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		
						(クレーン架設) (架設桁架設)	桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						架設工支保工 (固定) (移動)	そ り	—	主桁を全数測定。		
						架設桁架設 (片持架設) (押し架設)					

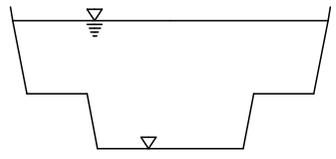
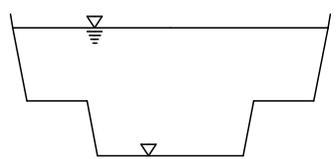
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	14	2	1	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							ℓ≥5m	法長の-4%				
						盛土法長ℓ	ℓ<5m	-100				
							ℓ≥5m	法長の-2%				
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							ℓ≥5m	法長の-4%				
						厚さ t	t < 5cm	-10				施工面積 200㎡につき 1ヶ所、面積 200㎡以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。
							t ≥ 5cm	-20				
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

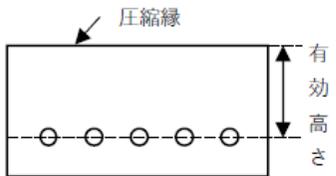
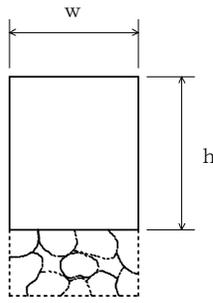
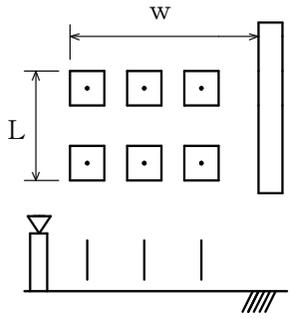
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3	2	14	3		吹付工（仮設を含む） （コンクリート） （モルタル）	法長 $l$	$l < 3m$	-50	<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>					
							$l \geq 3m$	-100						
						厚さ $t$	$t < 5cm$	-10				<p>200 m<sup>2</sup>につき 1ヶ所以上、200 m<sup>2</sup>以下は 2ヶ所をせん孔により測定。</p>		
							$t \geq 5cm$	-20						
								<p>但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上</p>						
								延長 $L$				-200	<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	14	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長 $l$	$l < 10m$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による	
							$l \geq 10m$	-200				
						幅	w	-30				枠延長 100mにつき 1ヶ所、枠延長 100m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
						高	さ h	-30				
						吹付枠中心間隔	a	$\pm 100$				
						延	長 L	-200				1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
3	2	14	4	2	法砕工 (プレキャスト法砕工)	法長 $l$	$l < 10m$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎			
							$l \geq 10m$	-200				
						延	長 L	-200				

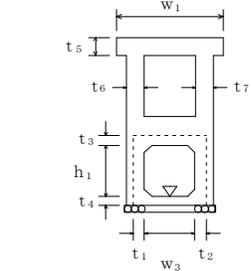
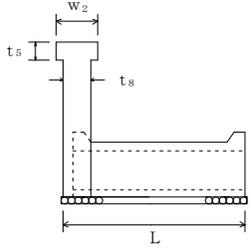
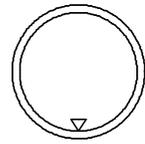
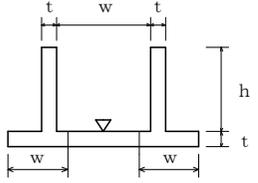
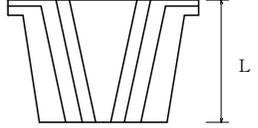
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ $\ell$	設計値以上	全数（任意仮設は除く）	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工にも適用する	
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 $\theta$	±2.5度				
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎

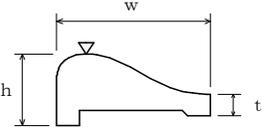
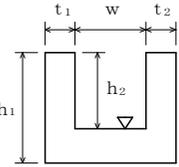
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測定間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						延長 L	-200				
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土〔テールアルメ〕壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長 40m (測定間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						鉛直度△					±0.03h かつ ±300 以内
						控え長さ (補強材の設計長)					設計値以上
	延長 L	-200									
3	2	15	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測定間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						法長 l	l < 3m				-50
							l ≥ 3m				-100
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub> , t <sub>3</sub>					-50
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>				-200

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
								500ps	-1000~+200			
								1000ps	-1200~+200			
							ディーゼル船	250ps	-800~+200			
								420ps 600ps	-1000~+200			
								1350ps	-1200~+200			
								幅	-200			
								延長	-200			
3	2	16	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽		+200 以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。			
								幅				-200
								延長				-200
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 <del>(グラブ浚渫船)</del> (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。			
							標高較差	±0 以下				+400 以下

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	18	2	床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 mに 1ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部および重要構造物である内空断面積 25m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する。	
						幅 w	0～+30				
						厚 さ t	-10～+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄 筋 間 隔	±20				
	上記 鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1 径間当たり 3 箇所（両端及び中央）測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2mの範囲を測定。								
6	河 川 編	1	7	4	護岸付属物工	幅 w	-30	<del>各格子間の中央部 1ヶ所を測定。</del> 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						高 さ h	-30				
6	河 川 編	1	10	8	杭出し水制工	基 準 高 ▽	±50	1 組毎			
						幅 w	±300				
						方 向	±7°				
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
						延長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			

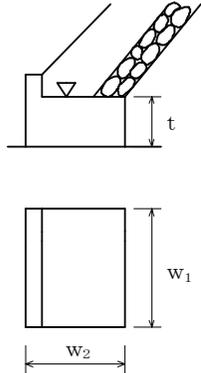
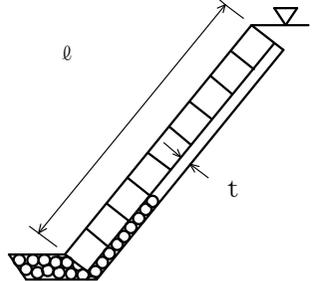
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	1	函渠工 (本体内工)	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所 で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所 で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書 で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。	 	
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						内空幅 $w_3$	-30			
						内空高 $h_1$	±30			
						延長 L	-200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。		
						延長 L	-200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。	 	
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

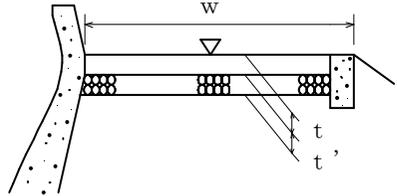
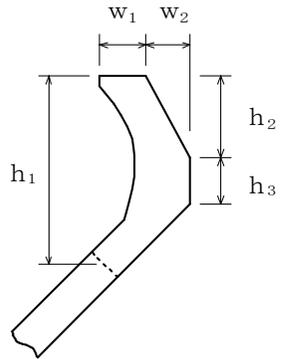
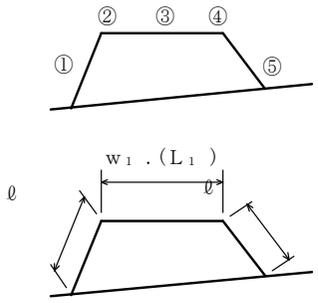
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河 川 編	4 水 門	6 水 門 本 体 工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			
6 河 川 編	5 堰	6 可 動 堰 本 体 工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			
6 河 川 編	5 堰	7 固 定 堰 本 体 工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						堰長 L	L < 20m			
	L $\geq$ 20m	-100								
6 河 川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						延 長 L	-200			

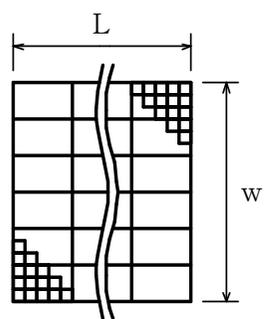
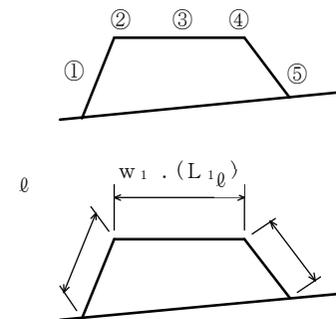
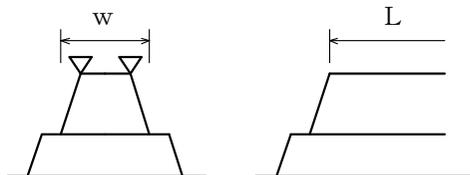
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 点 長 及 び 中心線の変化	$\pm 50$			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本工	6		本工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ $h_1, h_2$	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			

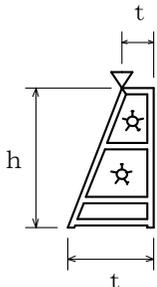
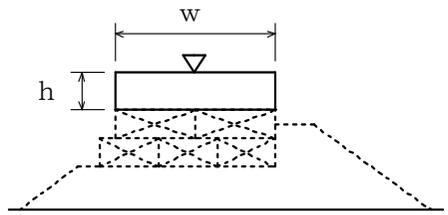
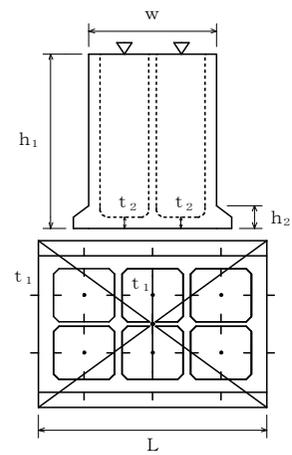
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場 本 体 工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本 体 工 (床固め本 体工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面に表示してある箇所にて測定。		
						天 端 幅 $w_1 w_3$	-30			
						堤 幅 $w_2$	-30			
						堤 長 $L_1, L_2$	-100			
						水通し幅 $\square_1, \square_2$	$\pm 50$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天 端 幅 $w_1$	-30			
						堤 幅 $w_2$	-30			
						長 さ L	-100			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

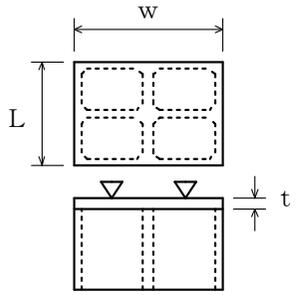
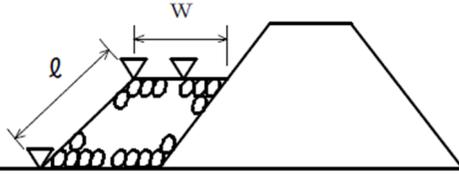
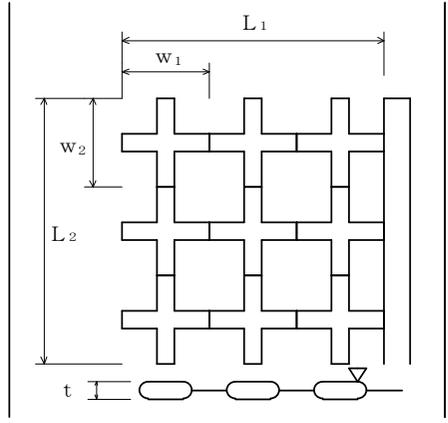
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎工	6		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	ブロック個数 40 個につき 1 ヶ所の割で測定。基準高、 延長は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。			
						ブロック厚 $t$	$-20$				
						ブロック縦幅 $w_1$ ブロック横幅 $w_2$	$-20$				
						延 長 $L$	$-200$				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規 定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $l$	$l < 5m$				$-100$
							$l \geq 5m$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ $t$	$-50$				
						延 長 $L$	$-200$				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規 定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $l$	$l < 3m$				$-50$
							$l \geq 3m$				$-100$
						厚さ $t$	$t < 100$				$-20$
							$t \geq 100$				$-30$
						裏 込 材 厚 $t'$	$-50$				
						延 長 $L$	$-200$				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端 被覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。			
						幅 w	-50				
						厚 さ t	-10				
						基 礎 厚 t'	-45				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。			
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高さ $h < 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-50				
						高さ $h \geq 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-100				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤 基礎工	4		捨石工	基 準 高 $\nabla$	本 均 し	$\pm 50$	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
							表 面 均 し	$\pm 100$			
							荒均し 異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	$\pm 500$			
							異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	$\pm 300$			
							被覆均し 異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	$\pm 500$			
							異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	$\pm 300$			
						法 長 $l$	-100	幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) に つき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施 工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏 法肩。			
						天 端 幅 $w_1$	-100				
						天 端 延 長 $L_1$	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川 海岸 編	2	4	5	吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
						延長 L	-500				
7	河川 海岸 編	2	5	2	捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
							異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300			
							法 長 l	-100			
							天 端 幅 w <sub>1</sub>	-100			
							天 端 延 長 L <sub>1</sub>	-200			
7	河川 海岸 編	2	5	5	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積) ブロック規格 26 t 未満	±300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		
							(層積) ブロック規格 26 t 以上	±500			
							(乱 積)	±ブロックの高さの 1/2			
							天 端 幅 w	-ブロックの高さの 1/2			
							天 端 延 長 L	-ブロックの高さの 1/2			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
7	河川 海岸 編	2	突堤 ・ 人工 岬	5	突堤 本 体 工	9		石 碎 工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。			
									厚 さ t	-50				
									高 さ h	h < 3m				-50
										h $\geq$ 3m				-100
									延 長 L	-200				1 施工箇所毎
7	河川 海岸 編	2	突堤 ・ 人工 岬	5	突堤 本 体 工	10		場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。			
									幅 w	-30				
									高 さ h	-30				
									延 長 L	-200				
7	河川 海岸 編	2	突堤 ・ 人工 岬	5	突堤 本 体 工	11	1	ケー ソン 工 (ケー ソン 工 製 作)	パ ラ ス ト の 基 準 高 $\nabla$	砕 石、砂	$\pm 100$	各室中央部 1ヶ所		
										コ ン ク リ ー ト	$\pm 50$			
									壁 厚 t <sub>1</sub>	$\pm 10$	底版完成時、各壁 1ヶ所			
									幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
									高 さ h <sub>1</sub>	+30, -10	完成時、四隅			
									長 さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
									底版厚さ t <sub>2</sub>	+30, -10	底版完成時、各室中央部 1ヶ所			
									フーチング高さ h <sub>2</sub>	+30, -10	底版完成時、四隅			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
7	河川 海岸 編	2	突堤 ・ 人工 岬	5	突堤 本 体 工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端 2ヶ所		
										ケーソン重量 2000 t 以上 ±150			
										ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下			据付完了後、天端 2ヶ所
7	河川 海岸 編	2	突堤 ・ 人工 岬	5	突堤 本 体 工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高 ▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)	
										水 中	±50		
									厚 さ t		±30		
									幅 w		±30		
									長 さ L		±30		
7	河川 海岸 編	2	突堤 ・ 人工 岬	5	突堤 本 体 工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t		±10	型枠取外し後全数	
									幅 w		+20, -10		
									高 さ h		+20, -10		
									長 さ L		+20, -10		
7	河川 海岸 編	2	突堤 ・ 人工 岬	5	突堤 本 体 工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		
									隣接ブロックと の間隔 1'、2'	50 以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
7	河川 海岸 編	2	突堤 ・ 人工 岬	5	突堤 本 体 工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高 ▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
										水 中	±50			
										厚 さ t	±30			
										幅 w	±30			
										長 さ L	±30			
7	河川 海岸 編	2	突堤 ・ 人工 岬	6	根固 め 工	2		捨石工	基準高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
										異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300			
										法 長 l	-100			
										天 端 幅 w	-100			
										天 端 延 長 L	-200			
7	河川 海岸 編	2	突堤 ・ 人工 岬	6	根固 め 工	3		根固めブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
										乱 積	±t/2			
										厚 さ t	-20			
									幅w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	層 積	-20			
										乱 積	-t/2			
									延長L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層 積	-200			
乱 積	-t/2													
									幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	1施工箇所毎				

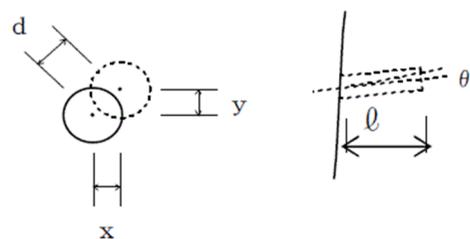
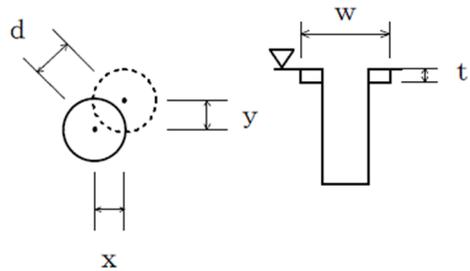
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7	河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3	消波ブロック工	基準高	層 積	±300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。			
						▽	乱 積	± t / 2				
							厚 さ t	-20				
							幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-20				
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				
7	河川 海岸 編	3 海域堤防 (人口リーフ、離岸堤、潜堤)	3 海域堤基礎工	3	捨石工	基	本 均 し	±50	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						準	荒均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ				±500
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ				±300
						高	被覆均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ				±500
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ				±300
								法 長 φ				-100
								天 端 幅 w <sub>1</sub>				-100
								天 端 延 長 L <sub>1</sub>				-200
8	砂防 編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4	鋼製堰堤仮設材製作工	部	部材長φ (m)	±3……	図面の寸法表示箇所で測定。			
						材		φ ≤ 10				
							±4……	φ > 10				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所にて測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						天端部 堤 幅	$w_1, w_3$ $w_2$				-30
						水通しの幅	$l_1, l_2$				±50
						堤 長	$L_1, L_2$				-100
8	1	8	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						幅	$w_1, w_2$				-30
						長 さ	L				-100
						高さ	$h < 3m$				±50
							$h \geq 3m$				-100
8	1	8	8		水叩工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						幅	w				-100
						厚 さ	t				-30
						延 長	L				-100

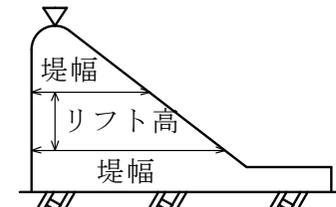
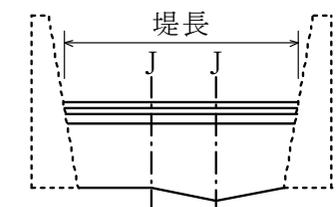
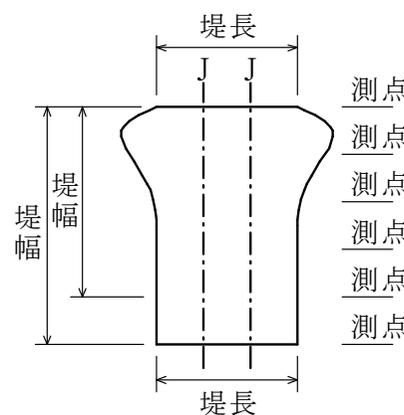
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8	1	9	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水通し部	堤 高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
							長 さ $l$	±100			
							幅 $w_1, w_3$	±50			
							下流側倒れ $\triangle$	±0.02H1			
						袖部	袖 高 ▽	±50			
							幅 $w_2$	±50			
							下流側倒れ $\triangle$	±0.02H2			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		
						堤長□	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						高さh	±10			

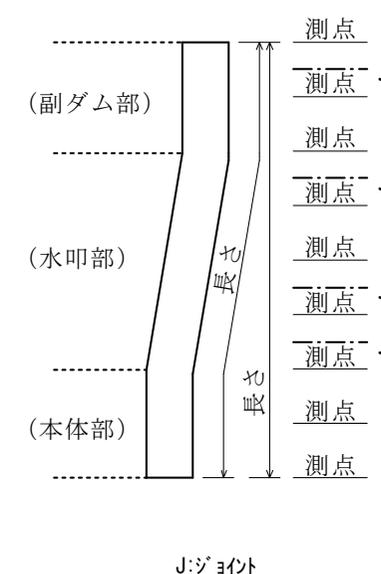
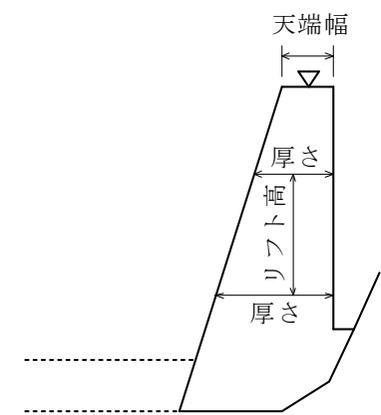
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8	砂防編	1	9	6	鋼製側壁工	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。			
						長 さ L	$\pm 100$				
						幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$				
						下流側倒れ $\sphericalangle$	$\pm 0.02H$				
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
8	砂防編	2	5	8	魚道工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
						幅 w	-30				
						高さ $h_1, h_2$	-30				
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						延 長 L	-200				
8	砂防編	3	6	4	山腹明暗渠工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）			
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 w	-30				
						幅 $w_1, w_2$	-50				
						高さ $h_1, h_2$	-30				
						深 さ $h_3$	-30				
						延 長 L	-200				

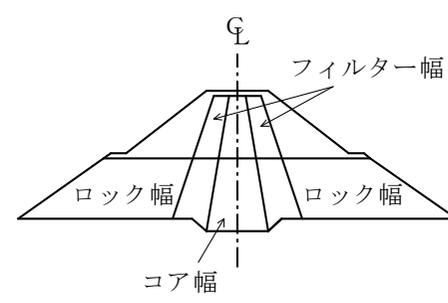
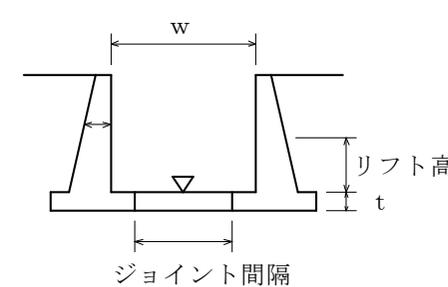
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ $\ell$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配 置 誤 差 $d$	100			
						せ ん 孔 方 向 $\theta$	$\pm 2.5$ 度			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏 心 量 $d$	150			
						長 さ $L$	-100			
						巻 立 て 幅 $w$	-50			
						巻 立 て 厚 さ $t$	-30			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	全数測定。		
						偏 心 量 $d$	D/4 以内 かつ 100 以内			

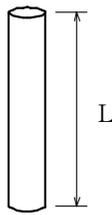
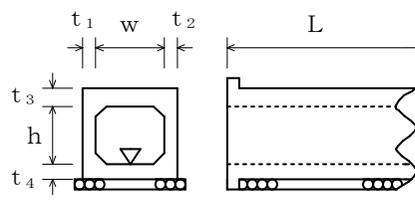
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダム コンクリート工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダム コンクリート工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交差点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

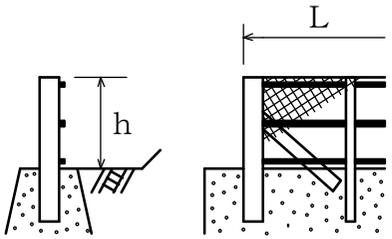
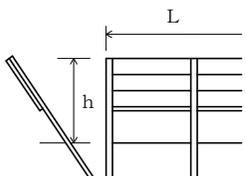
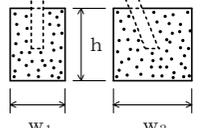
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			
										
										

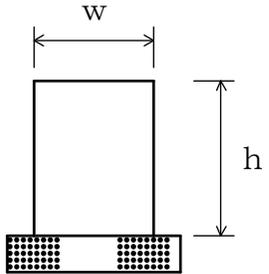
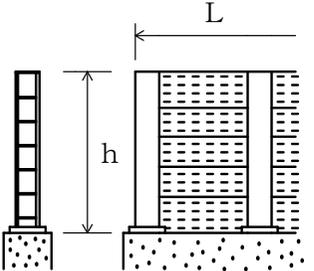
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート エ			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛 立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
						外 側 境 界 線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛 立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
						外 側 境 界 線	-0, +1000			
						盛 立 幅	-0, +1000			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛 立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外 側 境 界 線	-0, +2000			
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1 施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長 さ L	±100			

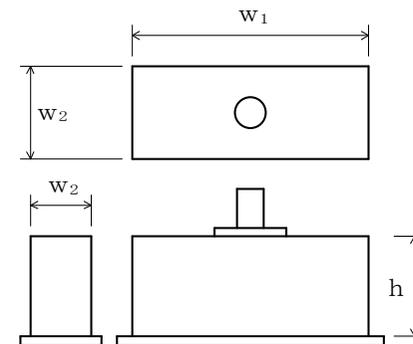
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	ダム編	3	基礎グラウチング	3	ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテン グラウトに適用する。		
						配 置 誤 差	100			
10	道路編	1	道路改良	2	遮音壁支柱製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
10	道路編	1	道路改良	9	カルバート工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚  さ $t_1 \sim t_4$	-20			
						幅 (内法) $w$	-30			
						高  さ $h$	$\pm 30$			
						延長 L	L < 20m			
L $\geq$ 20m	-100									
10	道路編	1	道路改良	11	落石防止網工	幅 $w$	-200	1 施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延 長 L	-200			

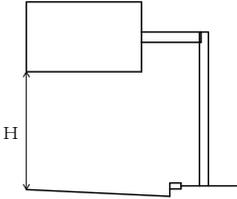
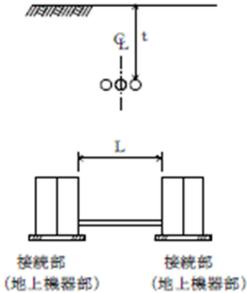
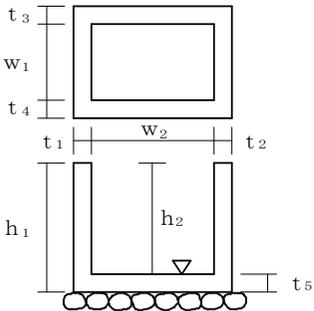
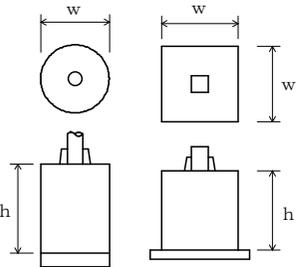
編 章 節 条 枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
10 道 路 編  1 道 路 改 良  11 落 石 雪 害 防 止 工  5	落石防護柵工	高 さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
		延 長 L	-200				1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
10 道 路 編  1 道 路 改 良  11 落 石 雪 害 防 止 工  6	防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
		延 長 L	-200				1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
		基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>				-30	基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
			高 さ h				-30		
10 道 路 編  1 道 路 改 良  11 落 石 雪 害 防 止 工  7	雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。					
		延 長 L	-200				1 施工箇所毎		
		基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>				-30	基礎 1 基毎	
			高 さ h				-30		
		アンカー長 □	打 込 み l				-10%	全数	
			埋 込 み l				-5%		

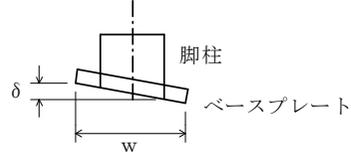
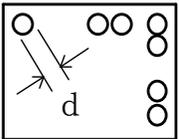
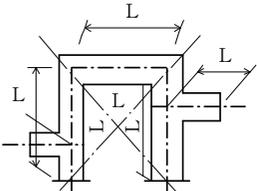
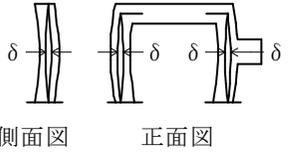
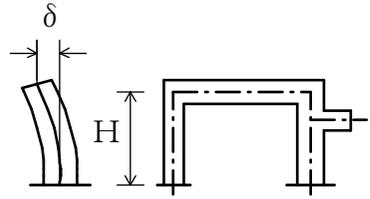
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施 工箇所につき 2ヶ所。			
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支 柱	間 隔 w	±15	施工延長 5 スパンにつき 1 箇所		
							ず れ a	10			
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$			
						高 さ h	+30, -20				
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1ヶ所、 <del>200m以下のものは2ヶ所以上</del> 掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に 1ヶ所測定。  ※両端部 2点で測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2000 m <sup>2</sup> 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	—				
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長 200m毎に 1ヶ所、 <del>200m以下のものは2ヶ所以上</del> コアを採取して測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅	-25	—				

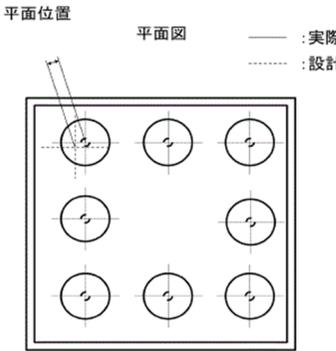
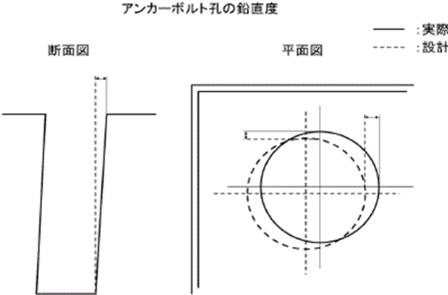
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のもの 1 施工箇所につき 2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200			
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基 準 高	$\pm 20$	1ヶ所/1 踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	$\pm 20$	1ヶ所/1 踏掛版		
						各 部 の 長 さ	$\pm 30$	1ヶ所/1 踏掛版		
					（ラバーシュー）	各 部 の 長 さ	$\pm 20$	全数		
						厚 さ	—			
					（アンカーボルト）	中 心 の ず れ	$\pm 20$	全数		
ア ン カ ー 長	$\pm 20$	全数								
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎一基毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			



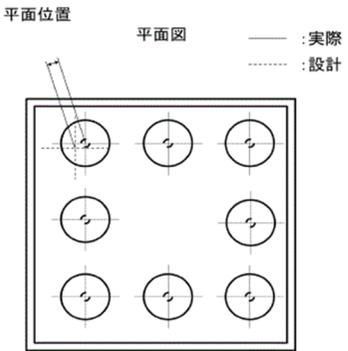
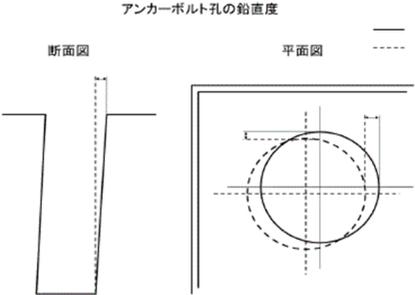
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所		
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1 施工箇所		
						高 さ h	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 $\delta$ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。			
							ベースプレート	孔の位置	$\pm 2$	全数を測定。		
								孔の径	0~5	全数を測定。		
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長L (m)	$\pm 5 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10)$ $\dots 20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。			
							はりのキャンパー及び柱の曲がり $\delta$ (mm)	$L/1,000$	各主構の各格点を測定。			
							柱の鉛直度 $\delta$ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)			

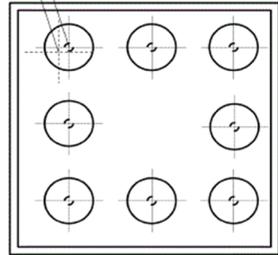
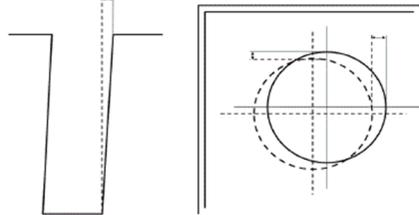
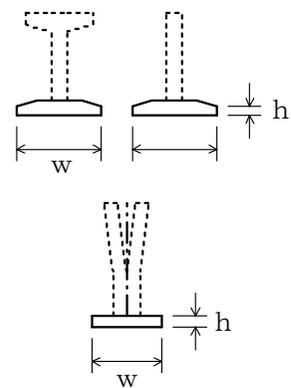
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編」で規定する出来形計測を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$			
支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は 沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心 で測定。  アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸 直角方向で十字に切った2隅で計測。	<p>平面位置</p>  <p>平面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p>	
					平面位置		±20				
					アンカーボルト孔の鉛直度		1/50 以下	<p>アンカーボルト孔の鉛直度</p>  <p>断面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p>			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編」で規定する出来形計測を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	-20~+10	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は 沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心 で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸 直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>	<p>平面位置</p>  <p>平面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p>  <p>断面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p>	
					平面位置		±20				
					アンカーボ ルト孔の 鉛直度		1/50 以下				

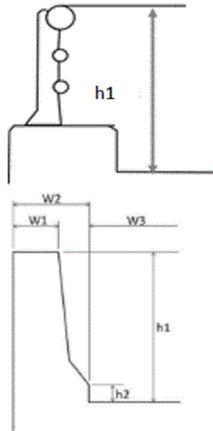
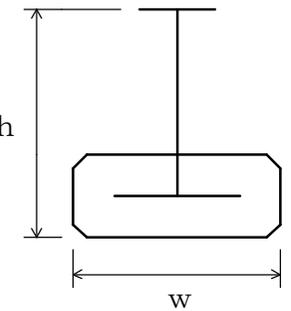
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編」で規定する出来形計測を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$	-20			
						敷 幅 $w_2$	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ $l$	-20			
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			

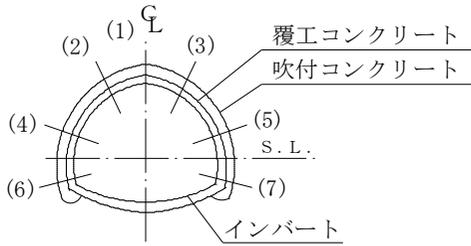
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高 <del>+10~-20</del> -20~+10		<p>平面位置</p> <p>平面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p>  <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p> <p>断面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p> 	
				平面位置	±20					
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下					
10	3	8	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
					幅 $w$ (橋軸方向)	-50				
					高さ $h$	-50				
					長さ $l$	-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高 さ $h$	-50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			

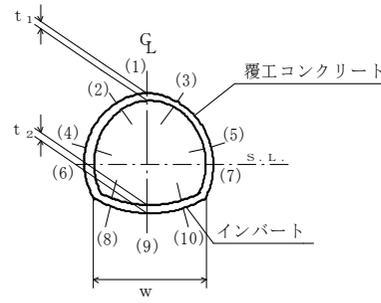
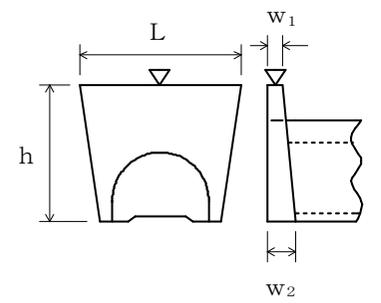
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部 材 部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋				±5
							鋼橋				$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$
						水 平 度	橋軸方向				1/100
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	5										
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム 支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いこと を確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低 差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付け 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時 のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支 承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施す る。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリ 橋				鋼橋
							±5				
						水 平 度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸方向のず れ同一支承線上の相対誤 差	5										
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上										
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上	全数測定			
						アンカーボルト定着 長	-20以内 かつ -1D 以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w <sub>1</sub>	-10~+20	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。			
						地覆の高さ h	-10~+20				
						有効幅員 w <sub>2</sub>	0~+30				

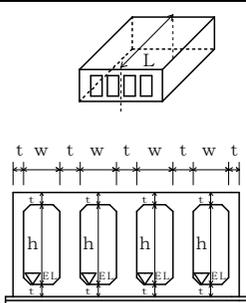
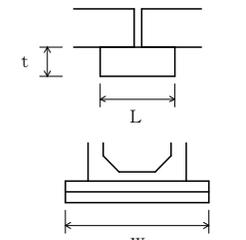
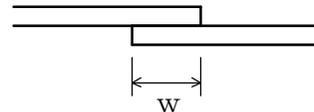
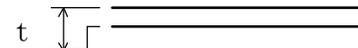
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工  橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の幅 w2	-10~+20			
						高さ h1	-20~+30			
						高さ h2	-10~+20			
						有効幅員 w3	0~+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		
						高  さ	±4			
10 道 路 編	5 コン クリ ート 橋 上 部	6 プレ ビー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		
						高  さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

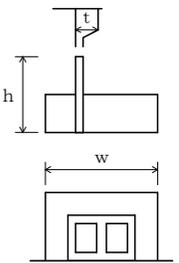
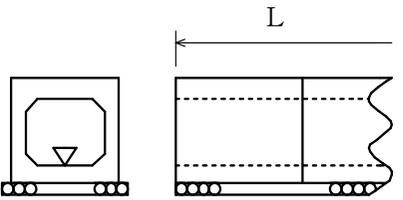
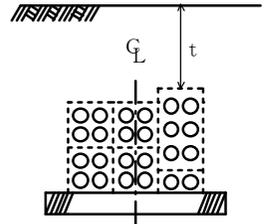
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 (注)良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)同解説にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から 10cm以内			

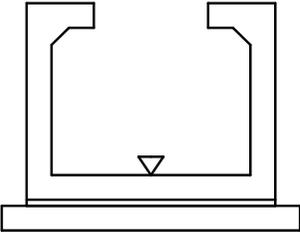
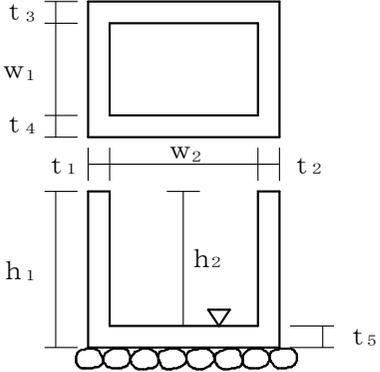
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						幅 w（全幅）	-50			
						高さ h（内法）	-50			
						厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	設計値以上			
					延 長 L	—				
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	5 3		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-30			

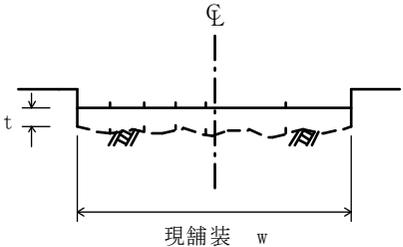
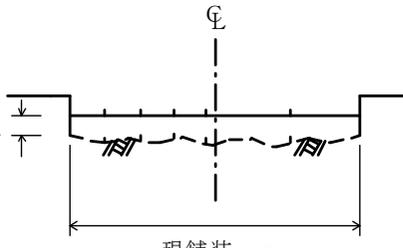
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工 40mにつき 1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
						厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	設計値以上				
						延 長 L	—				
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-200				
					基準高 (拱頂)	±50					

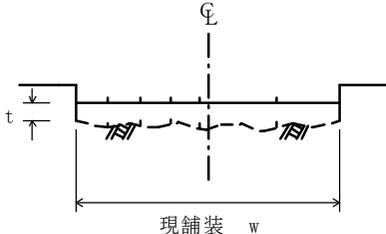
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工	<u>基準高▽(拱頂)</u>	<u>±50</u>	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		
						幅 w (全幅)	- 50			
						高さ h (内法)	- 50			
						厚 さ t	- 20			
						延 長 L	-			
10 道 路 編	6 ト ン ネル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工	<del>基準高(拱頂)</del>	<del>±50</del>	<del>基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。</del>		
						<del>幅 w (全幅)</del>	<del>- 50</del>			
						<del>高さ h (内法)</del>	<del>- 50</del>			
						<del>厚 さ t</del>	<del>- 20</del>			
						<del>延 長 L</del>	<del>-</del>			

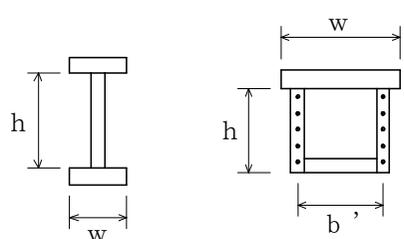
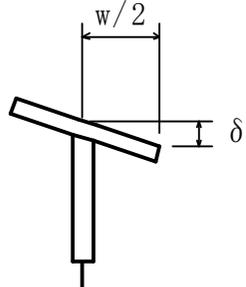
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	$\pm 30$			
						ブロック長 L	-50			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
10 道 路 編	11 共 同 溝	7 ブ レ キ ヤ ス ト 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段 階検査時のみ適用する。 延長：1 施工箇所毎		
						延 長 L	-200			
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝 工	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深	0~+50	接続部 (地上機器部) 間毎に 1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス 工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高 さ $h_1, h_2$	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下			
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (掘削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
10	14	4	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線 200m毎に左右両端及び中央の 3点を掘り起こして測定。		
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道 路 編	16 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/ 2) …… 2.0 < w	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。		I型鋼げた トラス弦材
								床組など			
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。ℓ：部材長 (mm)	